



## 利用ガイド

**LIFEBOAT**  
a megasoft company

Microsoft は Microsoft Corporation の登録商標、Windows は同社の商標です。その他の商標は、それぞれ該当する会社が所有する商標です。

## **注意**

本冊子に記載されている情報は、予告無しに変更されることがあります。株式会社ライフボートは、本利用ガイドあるいはプログラムに記載されている内容に対していかなる誤りが含まれる場合にも、一切の保証を行いません。

## **EDITION**

October 2012

Copyright © 2012 by Lifeboat, Inc.

All rights reserved.

Printed in Japan

## **PUBLISHED BY**

株式会社ライフボート

東京都千代田区神田神保町 2-2-34

ホームページ: <http://www.lifeboat.jp/>

# 目次

第1章 エコぷりんと5 Autoについて.....	4
1-1 動作環境.....	4
1-2 注意事項.....	4
第2章 インストール手順と使用方法.....	5
2-1 インストール手順.....	5
2-2 エコぷりんと5 Autoの使用方法.....	9
2-3 Windows 8 でエコぷりんと5 Auto を使用する.....	11
第3章 その他の操作.....	15
3-1 節約機能を一時的に停止する.....	15
3-2 使用期限の延長について.....	17
3-3 アンインストールの手順.....	20

## 第1章 エコぷりんと5 Autoについて

このたびは、エコぷりんと5 Auto 1年版をお買い上げいただき、ありがとうございます。エコぷりんと5 Auto 1年版は、インストールするだけで、インク/トナーの使用量を 25%節約できるソフトです。設定は一切不要で、印刷時に節約モードを選択するだけでインク/トナーが節約されます。

### 1-1 動作環境

<必要なシステム>

対応 OS:	Windows XP/Vista(32ビット)、7/8(32ビット/64ビット)
対応機種:	上記 OS が正常に動作するパソコン (PC/AT 互換機)
対応 CPU:	Intel Pentium またはその互換 CPU 最低 1GHz 以上 (Intel Core2 またはその互換 CPU 2GHz 以上を推奨)
メモリ:	XP の場合、最低 512 MB 以上(推奨 1GB 以上) Vista/7/8 の場合、最低 1.5GB 以上(推奨 2GB 以上)
ディスクの 空き容量:	10MB 以上
モニタ:	SVGA モニタ

### 1-2 注意事項

- 本製品の使用期間は 1 年間です。次年度以降もご利用いただく場合は、更新用インストールキーをご購入いただくことで、使用期間を 1 年間延長できます。
- サーバ OS には対応していません。
- インク/トナーの節約率は 25%で固定です。変更はできません。
- 環境によっては節約処理に時間が掛かる場合があります。
- ご使用のプリンタドライバのバージョンが古い場合、うまく節約されないことがあります。その場合は、最新のプリンタドライバをインストールしてからお試しください。
- ドットマトリクスプリンタやプロッタ、その他特殊なプリンタには非対応です。
- Windows 8 ではデスクトップアプリケーションとして動作します。
- お持ちのプリンタがご使用の環境に対応していない場合、本製品は使用できません。

## 第2章 インストール手順と使用方法

ここでは、Windows 7 の画面を例に、製品のインストール手順と使用方法をご案内いたします。

### 2-1 インストール手順

- (1) ダウンロードしたファイル、「EP5A\_DL.zip」を右クリックし、「すべて展開」をクリックします。保存先の選択画面が表示されたら、任意の場所を選択し、展開します。



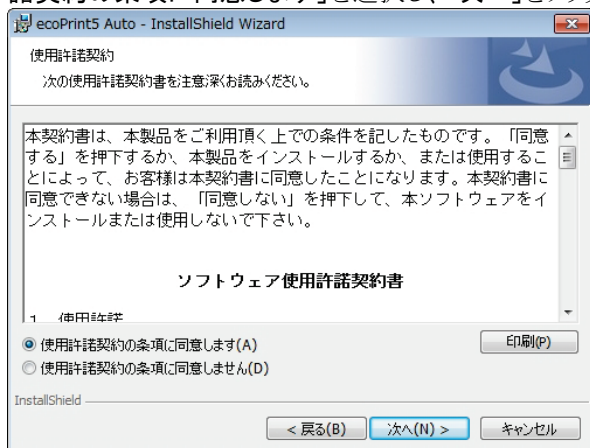
- (2) 展開先のフォルダを開き、autorun.exe をクリックします。以下の画面が表示されたら「インストール」をクリックします。



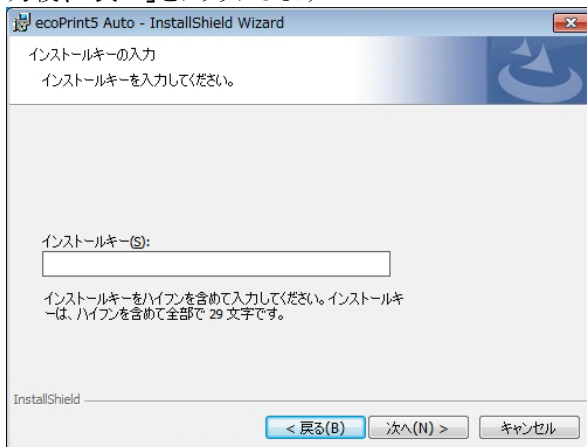
- (3) Install Shield ウィザードが表示されたら「次へ」をクリックします。



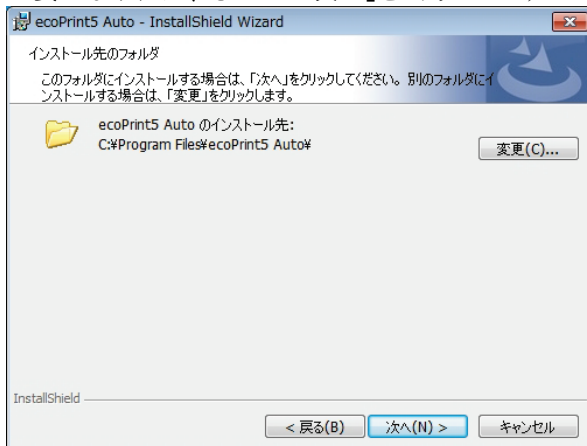
- (4) 使用許諾契約の画面が表示されます。内容を確認後、「使用許諾契約の条項に同意します」を選択し、「次へ」をクリックします。



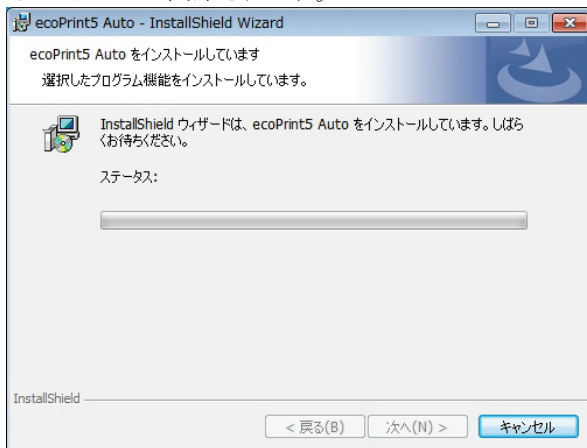
- (5) インストールキーを半角大文字で、ハイフンを含めて入力します。入力後、「次へ」をクリックします



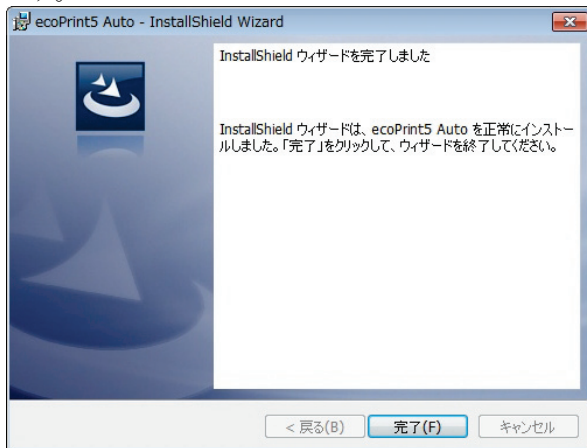
- (6) インストール先のフォルダの選択画面が表示されます。特に変更する必要がなければ、そのまま「次へ」をクリックします



(7) インストールが開始されます。



(8) 完了画面が表示されたら「完了」をクリックしてウィザード画面を終了します。



以上でインストールは完了です。



## 2-2 エコぷりんと 5 Autoの使用方法

エコぷりんと 5 Auto は、インストール直後から節約機能が有効になるため、設定は一切必要ありません。ここでは、製品の使用方法をご案内いたします。

- (1) インストール後、印刷の操作を行います。以下は PDF ファイルを印刷する場合の画面例です。



- (2) 印刷の開始前に、モードの選択画面が表示されます。



通常は、「標準モード」を選択し、「はい」をクリックします。これで節約モードで印刷が行われます。「いいえ」をクリックした場合、節約モードではなく通常の印刷が行われます。

以上で操作は完了です。

- ※ 「高精細モード」を選んだ場合、「標準モード」より印刷処理にかかる時間は長くなります。「標準モード」での印刷がうまくいかない場合に「高精細モード」をお試しください。節約率はどちらも 25%で固定です。
- ※ 節約モードの選択画面は、印刷の操作を行うたびに表示されますが、機能を一時的に停止することも可能です。手順は「3-1 節約機能を一時的に停止する」を参照してください。

## 2-3 Windows 8 でエコぷりんと 5 Auto を使用する

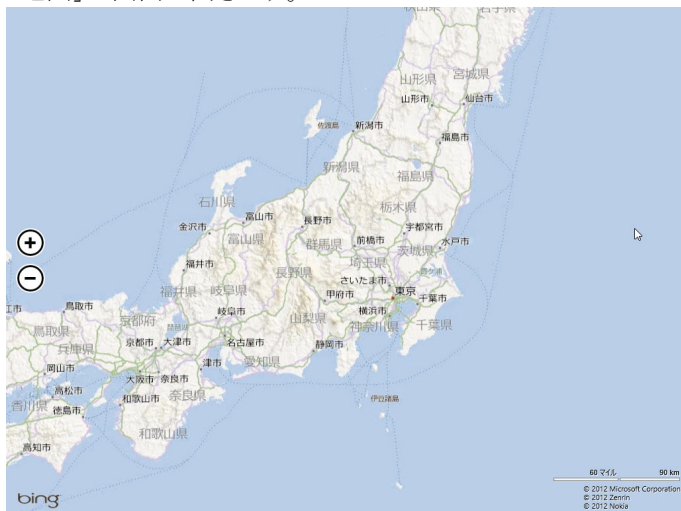
Windows 8 の環境では、エコぷりんと 5 Auto はデスクトップアプリケーションとして動作します。節約印刷の手順は、「2-2 エコぷりんと 5 Auto の使用方法」でご案内した通りですが、Windows Modern UI Style に対応したアプリケーションで印刷を行った場合は、デスクトップ画面に移動して節約モードを選択する必要があります。ここでは、例として「地図」のアプリケーションで開いた画面を節約印刷する手順をご案内します。

※ Windows Modern UI Style に非対応のアプリケーションで印刷する場合は以下の操作は必要ありません。

- (1) スタート画面から「地図」を選択します。



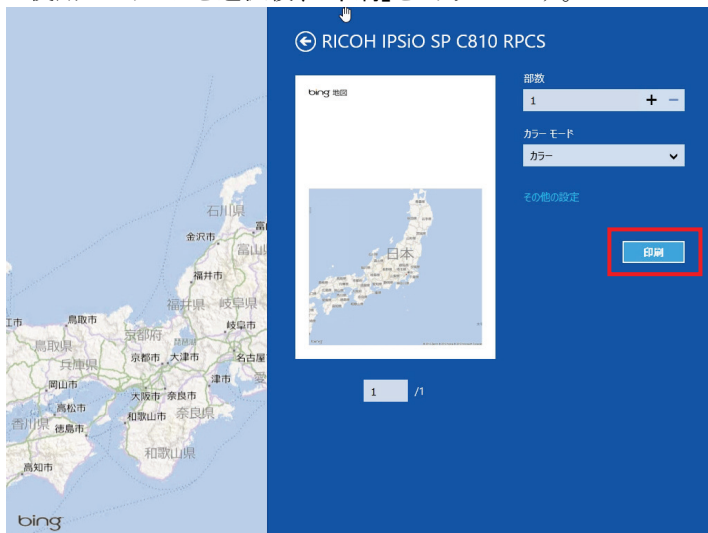
(2) 「地図」の画面が開きます。



(3) マウスポインタを画面右下に移動し、「デバイス」を選択します。



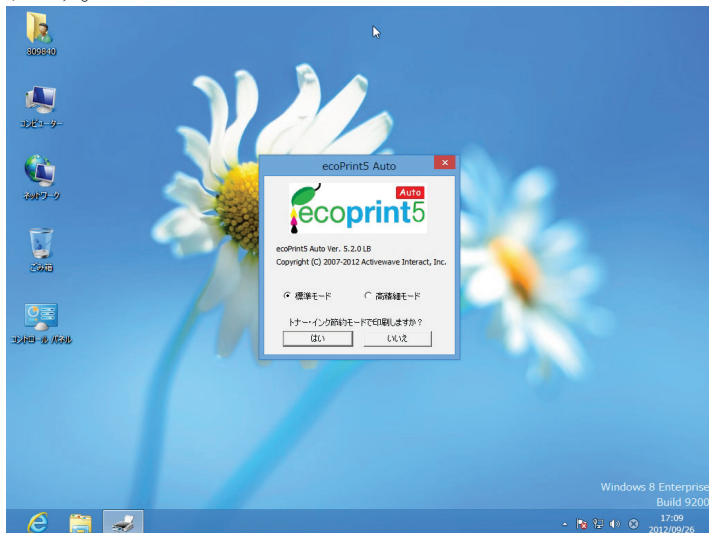
- (4) ご使用のプリンタを選択後、「印刷」をクリックします。



- (5) スタート画面に戻り、デスクトップ画面を開きます。または、「地図」の画面から直接デスクトップ画面に移動します。



- (6) デスクトップ画面でモードを選択します。これで節約印刷が開始されます。



「地図」以外に、写真を開くための「フォト」や、PDF ファイルを開くための「リーダー」などが Windows Modern UI Style に対応したアプリケーションの一例です。これらのアプリ経由で表示された画面を節約印刷する場合は、上記の手順で行ってください。

## 第3章 その他の操作

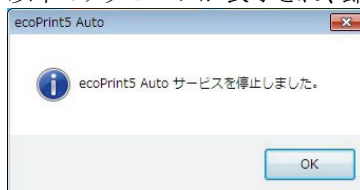
### 3-1 節約機能を一時的に停止する

ここでは、エコぷりんと5 Auto の機能を一時的に停止する手順をご案内いたします。

- (1) [スタート]-[すべてのプログラム]-[ecoPrint5 Auto]-[ecoPrint5 Auto サービスの停止]をクリックします (Windows 8 では、スタート画面から[ecoPrint5 Auto サービスの停止]を選択します)。

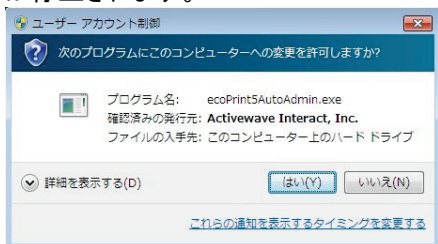


- (2) 以下のメッセージが表示され、節約機能が停止されます。

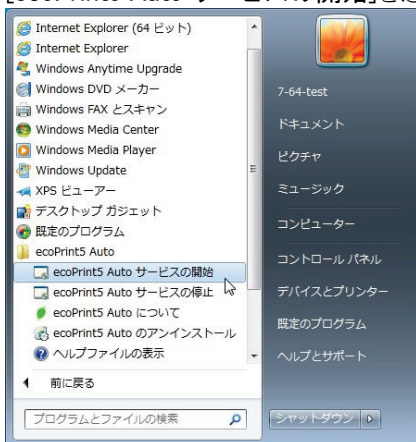


- ※ 停止前に印刷対象のファイルをすでに開いていた場合は、いったん閉じて、再度開き直してからお試しください。それでも節約モードの選択画面が表示される場合は、いったんログオフし、ログインなおしてからお試しください。

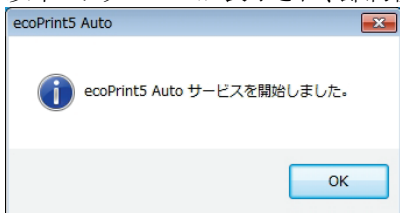
- ※ 以下の画面が表示された場合、「はい」をクリックすると、サービスが停止されます。



- (3) 再度、節約機能を有効にする場合は、[ecoPrint5 Auto サービスの開始]をクリックします。(Windows 8 では、スタート画面から[ecoPrint5 Auto サービスの開始]を選択します。)



- (4) 以下のメッセージが表示され、節約機能が開始されます。





### 3-2 使用期限の延長について

本製品の使用期間は1年間です。使用期限の 30 日前になると、PCの起動時に以下のような、使用期限の延長を促すメッセージが表示されます。



更新用のインストールキーをご購入いただくことで、使用期間を 1 年間延長することができます。更新用のインストールキーは、以下のサイトからご購入いただけます。

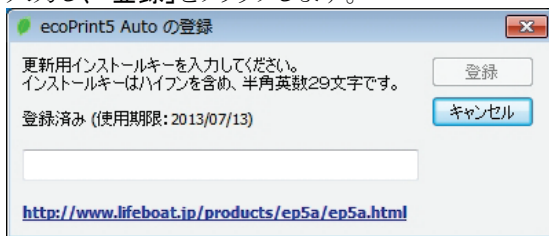
[http://www.lifeboat.jp/ep5a/ep5a\\_buy.html](http://www.lifeboat.jp/ep5a/ep5a_buy.html)

ここでは更新用のインストールキー購入後、使用期限を延長する手順をご案内いたします。

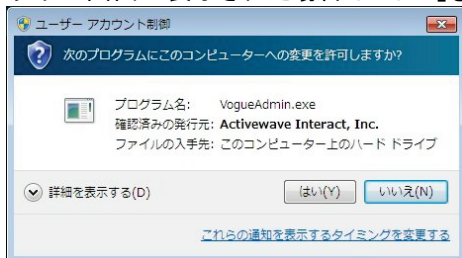
- (1) [スタート]-[すべてのプログラム]-[ecoPrint5 Auto]-[ecoPrint5 Auto について]をクリックします。(Windows 8 では、スタート画面から[ecoPrint5 Auto について]を選択します。)
- (2) [ecoPrint5 Auto について]の画面が表示されたら「登録」をクリックします。



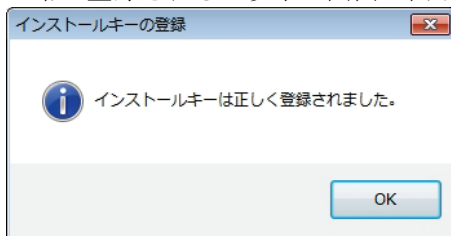
- (3) インストールキーの入力画面が表示されるので、インストールキーを入力し、「登録」をクリックします。



※ 以下の画面が表示された場合は「はい」をクリックします。



- (4) 正常に登録されると以下の画面が表示されます。

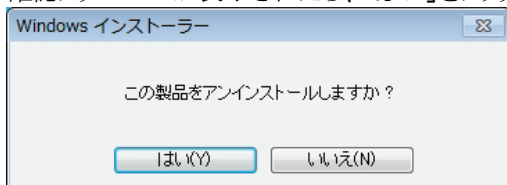


- (5) 再度、[ecoPrint5 Auto について]の画面が表示されたら、使用期限が延長されていることを確認してください。

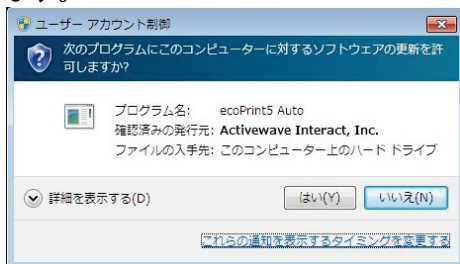


### 3-3 アンインストールの手順

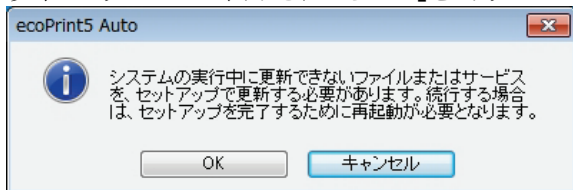
- (1) [スタート]-[すべてのプログラム]-[ecoPrint5 Auto]-[ecoPrint5 Auto のアンインストール]をクリックします。(Windows 8 では、スタート画面で右クリックし、[すべてのアプリ]→[ecoPrint5 Auto のアンインストール]を選択します。)
- (2) 確認メッセージが表示されたら、「はい」をクリックします。



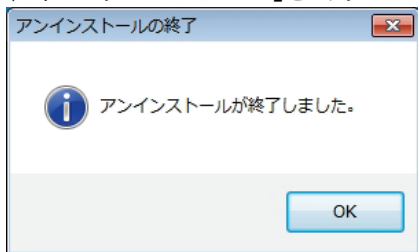
- ※ ユーザーアカウント制御の画面が表示された場合は「はい」をクリックします。



- (3) 以下のメッセージが表示されたら「OK」をクリックします。



- (4) 終了のメッセージは「OK」をクリックします。



以上でアンインストールは完了です。

## 使用許諾契約書

当製品をご使用前に、下記のライセンス契約書を必ずお読みください。本使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、下記に示されたライフポート ソフトウェア製品(以下「ソフトウェア製品」といいます)に関してお客様(以下「甲」といいます)と株式会社ライフポート(以下「乙」といいます)との間に締結される契約書です。ソフトウェア製品をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約の条項に同意し、契約が成立したものとします。本契約の条項に同意されない場合、株式会社ライフポートは、お客様にソフトウェア製品のインストール、使用または複製のいずれも許諾することができませんので、予めご了承ください。

### 第1条 定義

- ソフトウェア製品  
本契約に基づき、乙が甲に提供するプログラムおよび関連資料を包括して、改良版のソフトウェア製品が提供された場合には、当該改良版のソフトウェア製品をいう。
- プログラム  
機械読取可能な形式で提供されるデータ処理プログラムをいう。
- 関連資料  
プログラム以外の資料で、乙がプログラムの使用に関連して提供する、乙指定の資料をいう。

### 第2条 契約の目的

乙は甲に対しソフトウェア製品を非独占的に使用する譲渡不能な権利を許諾する。

### 第3条 契約期間

本契約は、本契約成立時から、甲または乙が本契約に従い解約するまで存続する。

### 第4条 使用权

- 甲は、プログラムを1ライセンスに付き1台のコンピュータで使用することができる。また、印刷物の形で提供されたソフトウェア製品を本契約の目的に従って使用することができる。
- 甲は、本契約に基づく使用权につき再使用权を設定し、またはソフトウェア製品もしくはその複製物を第三者に譲渡、転貸もしくは占有の移転をしてはならない。ただし、甲の管理の下で甲のためにソフトウェア製品を第三者に使用させる場合はこの限りでなく、甲の使用とみなすものとする。
- 甲がマルチライセンスパックを購入した場合、本契約以外の書面(パッケージ等)において指定される許諾数だけのコンピュータにインストールできる。

### 第5条 複製権

甲は、ソフトウェア製品の一部または全部をバックアップコピー作成のためにのみ、複製及び複写することができる。甲は上記の目的以外のために、ソフトウェア製品の一部または全部を、メディアを問わず、転写、複製または複写してはならない。

### 第6条 危険負担

納入前に生じたソフトウェア製品および記録媒体の喪失または損傷は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とし、納入以後に生じたこれらの損害は乙の責に帰すべきものを除き甲の負担とする。

### 第7条 保証

- ソフトウェア製品の媒体及び関連資料に、物理的欠陥がある場合、甲がソフトウェア製品を購入してから90日間に限り、無償で乙より交換を受けることができる。
- 乙は、ソフトウェア製品が甲の特定の使用目的に適合することを保証するものではない。また、前項において明示する場合を除き、本ソフトウェア及びサポートサービスに関して一切の保証を行わないものとする
- 前各項の定めは、本契約に基づく法律上の瑕疵担保責任を含む、乙の保証責任のすべてを指定したものとする。

### 第8条 乙の責任および責任の制限

- プログラムの不稼働を含む稼働不良のすべての場合において、乙の責任は誤りの訂正に合理的な努力を尽くすことに限られるものとする。
- 法律上の請求の原因の種類を問わず、乙は、法律上許容される最大限において、本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能、サポートサービスの提供もしくは提供不能またはその他本契約書に関して生じる特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害、またはその他の一切の

損害（逸失利益、機密情報もしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、誠実義務または合理的な注意義務を含めた義務の不履行、過失、またはその他の金銭的損失を含むがこれらに限定されない）に関しては、乙の過誤、不法行為（過失を含む）、無過失責任、契約違反または保証違反の場合であっても、一切責任を負わないものとする。たとえ、乙がこのような損害の可能性について知らされていた場合でも同様である。

3. 本ソフトウェア又はサポートサービスに起因して、甲、もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害及び逸失利益に関して、乙は一切の責任を負わないものとする。本契約のもので、理由の如何を問わず、乙が甲、又はその他の第三者に対して負担する責任の総額は、損害の原因となった本ソフトウェアに対して本契約のもので甲が実際に乙へ支払った対価の100%を上限とする。

#### **第9条 著作権等の侵害に関する損害賠償責任**

1. ソフトウェア製品の使用が、第三者の著作権または工業所有権等の知的所有権を侵害したという理由で、甲が第三者より請求を受けた場合には、甲が次の各号所定のすべての要件を満たす場合には、乙の責任と費用負担で、当該請求を処理解決するものとし、甲に一切の損害を及ぼさないものとする。

- (1) 甲が第三者から請求を受けた日から速やかに、乙に対し請求の事実および内容を通知すること。

- (2) 甲が第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会および決定の権限を与え、ならびに必要な援助をすること。

2. 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合には、甲に対し前項所定の責任を負わない。

- (1) 甲が乙提供以外のプログラムと組み合わせで使用したことに起因するとき。

- (2) 甲が本契約に違反してソフトウェア製品を使用したことに起因するとき。

#### **第10条 ソフトウェア製品の変更または改作**

甲は、自己の使用のため、「乙の許可なく」ソフトウェア製品を変更、または改作してはならない。

#### **第11条 解約および解除**

1. 甲は、乙に30日前の書面による通知をして、乙の了解を得た場合、本契約を解約することができる。

2. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一角が生じたときには、なんらの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 支払いの停止または破産、和議開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

- (2) 手形交換所の停止処分を受けたとき。

3. 甲または乙は、本契約に違反すること等相手方の債務不履行が相当期間を定めてした催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。

4. 前各項の適用によりソフトウェア製品の使用権が消滅した場合には、甲は返還または破棄の手続きを行うものとする。

#### **第12条 ソフトウェア製品の返還または破棄**

1. 甲は、使用権の消滅後2週間以内にソフトウェア製品およびすべての複製物（変更または改作されたものを含む）を、乙に返還しまたは破棄するものとする。

2. 甲は、前項による返還または破棄と同時に、前項所定の事実を証明する書類を乙に提出する。

#### **第13条 合意管轄**

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、乙本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

#### **第14条 協議**

本契約に関して疑義が生じた場合には、両当事者は信義誠実の原則に従い協議するものとする。